

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

2019 年の全国の最低賃金は、時間額で最大が 1,013 円、最低が 790 円、新潟県では 830 円である。フルタイムで働いても年収 120 万円から 150 万円しか得られず、最低賃金法第 9 条で規定されている「労働者の健康で文化的な生活」を確保することができない。さらに、同じ仕事内容でも新潟県と時間額が最も高い東京都では 183 円もの地域間格差があるため、若年層の労働者の流出を招いている。このことにより、地域経済が疲弊し、自治体の税収不足にもつながり、ひいては行政運営にも影響していく。

日本全体では景気が上向いている状況との指針であっても、地方においては、ほとんど実感がなく、中小企業にとって十数円の時間額の増加でも捻出が大変な状況である。これは離島や過疎地域では顕著に表れている。

このことを改善するためには、政府が率先して中小企業に具体的な支援策を拡充する必要がある。このことにより、労働者の生活、労働力の質、消費購買力の確保及び地域経済と中小企業を支える循環型地域経済を確立し、誰もが安心して暮らせる社会をつくるべきである。

よって、国においては、次の事項の早期実現を強く求める。

記

- ・ 最低賃金の引き上げを円滑にするため、中小企業への支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 3 月 25 日

新潟県佐渡市議会議長 猪 股 文 彦